平成２３年（フ）第２８１号
埼玉県東松山市山崎町８番地34
債務者　永井　　守
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　落合　昭男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２３７号
静岡県沼津市下香貫柿原2868番地の10
債務者　青木　俊男
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊洋二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３７号
名古屋市北区上飯田東町４丁目68番地の３
市営上飯田東荘107号
債務者　山口　新一
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村　明男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３８８号
札幌市西区発寒９条11丁目８番20―906号
債務者　本間　明美
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三春　裕嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０１０号
埼玉県新座市野火止１丁目13番18号
債務者　芳永　正治
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柿沼　佑一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６５３号
名古屋市港区善進本町500、住民票上の住所
名古屋市港区油屋町３丁目41番地の１
債務者　橋口　吉弘
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板倉しのぶ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７２号
長野県飯山市大字飯山7302番地７
債務者　大島　一朗
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　慎治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３０１号
札幌市北区新琴似６条１丁目６－１　大北マンション13号室、住民票上の住所札幌市西区発寒８条14丁目514番地
債務者　藤本　麗子（旧姓岩谷）
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　絵理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５１４号
札幌市中央区北４条西14丁目１番地６　ライオンズガーデン植物園301号
債務者　山口　雄樹
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　崇史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４７号
岐阜県郡上市白鳥町大島1356番地３
債務者　垣見　利佳
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小椋　　功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３４８号
岐阜県郡上市白鳥町大島1438番地１
債務者　垣見　義弘
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小椋　　功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２９０号
新潟市西蒲区下山399番地
債務者　髙橋富美代
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０５号
山形市江南２丁目11番４号、前住所山形市陣場南２番５号
債務者　熊谷　　敦
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３０号
山形市大字沼木653番地の１
債務者　佐藤　宏一
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６３号
千葉県袖ケ浦市蔵波台４丁目23番地４
債務者　橋本　義昭
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第８５号
千葉県木更津市東中央２丁目12番２―405号
債務者　小佐原　愛（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第８８号
千葉県袖ケ浦市蔵波37番地６
債務者　在原　勇之
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部